

景観計画とは

役割

- ◆良好な景観※¹の形成を総合的に推進する基盤です
 - ◆市民・事業者・行政の連携を促進する指針です
 - ◆発見・共有・活用のツールです
- ※¹美しく、風格のあるまちの形成、潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なもので**市民共有の大切な財産**です

必要性

- ◆市民共有の財産、地域特有の**景観資源の保全や創出が必要**です
- ◆市民・事業者・行政の**協働による景観形成が必要**です

対象

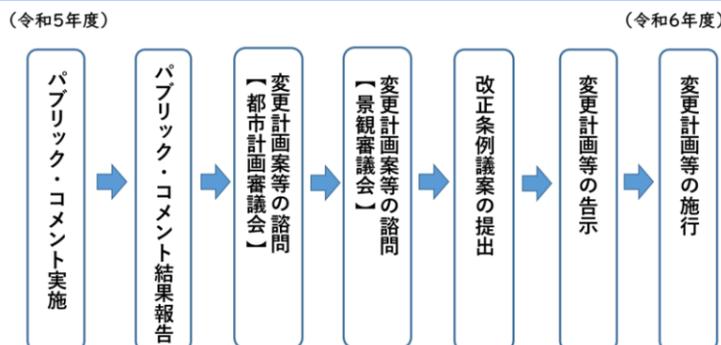
- ◆市全域が景観計画区域です

主なルール

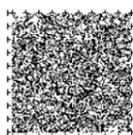
- ◆建築、工作物の建設等その他開発行為等には**届出が必要**です
 - ◆地域特性に応じた景観特性と地域区分があります
 - ◆地域区分に応じて、**行為の制限※²**があります
- ※²行為の制限（届出対象規模・景観形成基準等）は久留米市景観計画の「第3章 景観形成のための行為の制限 P61~P65」を参照

景観に影響を及ぼす行為についてルールを定めています

今後の手続きの流れ（予定）



問い合わせ先



久留米市 都市建設部 都市計画課
 所在地：久留米市城南町15番地3 本庁舎12階
 TEL：0942-30-9083
 FAX：0942-30-9714
 Mail：toshikei@city.kurume.lg.jp

良好な景観を形成するための太陽光発電設備に関する課題

- 太陽光発電設備の導入を促進しており、今後の増加が見込まれる
- 立地や規模によっては眺望等の景観に与える影響が大きい



再生可能エネルギー促進と景観との調和（バランス）の保持

景観計画の変更（ルールの追加）

太陽光発電設備に関するルール（位置・高さ・色彩等の配慮事項）が必要

太陽光発電設備に関する届出対象行為と規模

届出が必要な行為		規模
工作物	新築、増築、改築若しくは移転	高さ10m以上の工作物
	自然・田園部	高さ12m以上の工作物
	市街地部	高さ10m以上の工作物（塀、垣、門、擁壁は高さ2m以上）
	京町周辺景観重点地区	届出対象規模以上の工作物の外観変更に係る部分が各壁面の面積1/5以上のもの
外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更		太陽電池モジュール（パネル）の設置面積の合計が250㎡以上のもの
太陽光発電設備の設置		← ココに追加 →

太陽光発電設備に関する景観形成基準（抜粋）

項目	景観形成基準（抜粋）	
	建築物の屋根・屋上・壁面等に設置	土地に自立して設置
位置	景観重要建造物及び景観重要樹木の視点場からの眺望を阻害しないよう努めること	・斜面地等にはできるだけ設置しない ・敷地境界からの後退に努めること
高さ	設置高さの抑制または目隠しの設置に努めること	
形態・意匠	屋根や建築物と一体的なデザインに努めること	・配列に規則性を持たせること ・傾斜角は30度以下に努めること
色彩	黒色又は濃紺色若しくは低明度・低彩度・低反射のものを使用すること	
附属設備	周辺景観と調和した色彩とし、低彩度で統一すること	
緑化外構	—	・樹木の伐採は必要最小限とすること ・植栽や塀等の設置に努めること
維持管理	定期的な保守点検等の維持管理及び時間的経過に対する景観の保守に努めること	
その他	営農型太陽光発電設備の場合、最上部までの高さは4m以下、傾斜角は15度以下に努めること	

景観形成基準のイメージ図（抜粋）

項目	主なイメージ図	
位置		配慮した例
高さ		配慮した例
形態・意匠		配慮した例
色彩		配慮した例
附属設備		配慮した例